

令和2年第4回港区議会定例会追加提出予定案件（概要）

議案第113号

港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、港区特別職報酬等審議会の答申を受け、区議会議員の期末手当の支給月数を改定するものです。

○ 内 容

(1) 令和2年度の期末手当の支給月数の引下げ

・12月支給分 1.925月 → 1.875月

(2) 令和3年度以降の期末手当の支給月数の改定

・期末手当の各支給月における支給月数を次のとおり改定します。

6月分	12月分	3月分	年 間
1.8月 (△0.025)	1.9月 (△0.025)	0.25月 (0)	3.95月 (△0.05)

(括弧内は、現行規定からの引下げ月数)

※この引下げに伴い、令和2年度以降の期末手当の年間支給月数は、次のように改定されます(括弧内は、引下げ月数)。

・4.00月 → 3.95月(△0.05月)

○ 施行期日 (1)については公布の日、(2)については令和3年4月1日

議案第114号

港区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、港区特別職報酬等審議会の答申を受け、区長等の期末手当の支給月数を改定するものです。

○ 内 容

(1) 令和2年度の期末手当の支給月数の引下げ

・12月支給分 1.925月 → 1.875月

(2) 令和3年度以降の期末手当の支給月数の改定

・期末手当の各支給月における支給月数を次のとおり改定します。

6月分	12月分	3月分	年 間
1. 8月 (△0. 025)	1. 9月 (△0. 025)	0. 25月 (0)	3. 95月 (△0. 05)

(括弧内は、現行規定からの引下げ月数)

※この引下げに伴い、令和2年度以降の期末手当の年間支給月数は、次のように改定されます(括弧内は、引下げ月数)。

・4. 00月 → 3. 95月(△0. 05月)

- 施行期日 (1)については公布の日、(2)については令和3年4月1日

議案第115号

港区職員の給与に関する条例及び港区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

本案は、特別区人事委員会の勧告を受け、職員及び会計年度任用職員の期末手当の支給月数を改定するものです。

○ 内 容

(1) 令和2年度の期末手当の支給月数の改定

・令和2年12月支給分の期末手当の支給月数を0. 05月引き下げます。

	12月分	年 間
管 理 職 員	0. 95月 (△0. 05)	2. 15月 (△0. 05)
管理職員以外の職員	1. 15月 (△0. 05)	2. 55月 (△0. 05)
再任用職員 (管 理 職 員)	0. 55月 (△0. 05)	1. 20月 (△0. 05)
再任用職員 (管理職員以外の職員)	0. 65月 (△0. 05)	1. 40月 (△0. 05)
会計年度任用職員	1. 15月 (△0. 05)	2. 55月 (△0. 05)

(括弧内は、引下げ月数)

(2) 令和3年度以降の期末手当の支給月数の改定

・期末手当の各支給月における支給月数を次のとおり改定します。

	6月分	12月分	3月分	年間
管理職員	0.925月 (△0.025)	0.975月 (△0.025)	0.25月 (0)	2.15月 (△0.05)
管理職員以外の職員	1.125月 (△0.025)	1.175月 (△0.025)	0.25月 (0)	2.55月 (△0.05)
再任用職員 (管理職員)	0.525月 (△0.025)	0.575月 (△0.025)	0.10月 (0)	1.20月 (△0.05)
再任用職員 (管理職員以外の職員)	0.625月 (△0.025)	0.675月 (△0.025)	0.10月 (0)	1.40月 (△0.05)
会計年度任用職員	1.125月 (△0.025)	1.175月 (△0.025)	0.25月 (0)	2.55月 (△0.05)

(括弧内は、現行規定からの引下げ月数)

※この引下げに伴い、令和2年度以降の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数は、次のように改定されます(会計年度任用職員にあっては、勤勉手当の支給対象ではないため除きます。)

- ・管理職員 } 4.65月 → 4.60月
- 管理職員以外の職員 } (△0.05月)
- ・再任用職員 2.45月 → 2.40月
(△0.05月)

- 施行期日 (1)については公布の日、(2)については令和3年4月1日

議案第116号

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

本案は、特別区人事委員会の勧告を受け、幼稚園教育職員の期末手当の支給月数を改定するものです。

○ 内 容

(1) 令和2年度の期末手当の支給月数の改定

- ・令和2年12月支給分の期末手当の支給月数を0.05月引き下げます。

	12月分	年 間
管 理 職 員	0.95月 (△0.05)	2.15月 (△0.05)
管理職員以外の職員	1.15月 (△0.05)	2.55月 (△0.05)
再 任 用 職 員 (管 理 職 員)	0.55月 (△0.05)	1.20月 (△0.05)
再 任 用 職 員 (管理職員以外の職員)	0.65月 (△0.05)	1.40月 (△0.05)

(括弧内は、引下げ月数)

(2) 令和3年度以降の期末手当の支給月数の改定

・期末手当の各支給月における支給月数を次のとおり改定します。

	6月分	12月分	3月分	年 間
管 理 職 員	0.925月 (△0.025)	0.975月 (△0.025)	0.25月 (0)	2.15月 (△0.05)
管理職員以外の職員	1.125月 (△0.025)	1.175月 (△0.025)	0.25月 (0)	2.55月 (△0.05)
再 任 用 職 員 (管 理 職 員)	0.525月 (△0.025)	0.575月 (△0.025)	0.10月 (0)	1.20月 (△0.05)
再 任 用 職 員 (管理職員以外の職員)	0.625月 (△0.025)	0.675月 (△0.025)	0.10月 (0)	1.40月 (△0.05)

(括弧内は、現行規定からの引下げ月数)

※この引下げに伴い、令和2年度以降の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数は、次のように改定されます。

- ・管 理 職 員 } 4.65月 → 4.60月
- 管理職員以外の職員 } (△0.05月)
- ・再 任 用 職 員 } 2.45月 → 2.40月
- (△0.05月)

○ 施行期日 (1) については公布の日、(2) については令和3年4月1日

議案第117号

令和2年度港区一般会計補正予算(第7号)

議案第118号

令和2年度港区国民健康保険事業会計補正予算(第3号)

議案第119号

令和2年度港区後期高齢者医療会計補正予算（第2号）

議案第120号

令和2年度港区介護保険会計補正予算（第2号）

議案第117号

令和2年度港区一般会計補正予算（第7号）概要

1 歳入歳出予算補正

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		補正額の説明
				特定財源	一般財源	
1 議会費	716,603	△ 1,734	714,869		△ 1,734	1 区議会議員人件費の減 (1)報酬の減 △ 1,400 (△ 1,400) 2 職員人件費の減 (1)一般職員の減 △ 334 (△ 334)
2 総務費	55,521,583	△ 7,137	55,514,446		△ 7,137	1 職員人件費の減 △ 4,202 (1)特別職の減 (△ 260) (2)一般職員の減 (△ 3,942) 2 自然・歴史文化資源の保全・継承・活用の推進 に要する経費の減 △ 13 (1)港区史編さんの減 (△ 13) 3 未来を着実に捉え、挑戦し続ける執行体制の整備 に要する経費の減 △ 2,922 (1)非常勤職員等管理の減 (△ 2,922)
3 環境清掃費	6,293,742	△ 2,758	6,290,984		△ 2,758	1 職員人件費の減 △ 2,758 (1)一般職員の減 (△ 2,758)
4 民生費	59,799,697	△ 14,213	59,785,484		△ 14,213	1 職員人件費の減 △ 14,213 (1)一般職員の減 (△ 14,213)
6 産業経済費	14,502,904	0	14,502,904	繰入金 △ 36,938	36,938	1 商工振興費の財源更正 -
7 土木費	18,730,332	△ 3,418	18,726,914		△ 3,418	1 職員人件費の減 △ 3,418 (1)一般職員の減 (△ 3,418)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		補正額の説明
				特定財源	一般財源	
8 教育費	17,901,492	△ 6,862	17,894,630		△ 6,862	1 職員人件費の減 △6,145 (1)特別職の減 (△ 75) (2)一般職員の減 (△ 4,125) (3)指導主事の減 (△ 463) (4)教職員の減 (△ 1,482) 2 「徳」「知」「体」の育成に要する経費の減 △ 336 (1)学校図書館運営事業の減 (△ 23) (2)学校非常勤講師の減 (△ 244) (3)教育相談の減 (△ 23) (4)理科教育支援事業の減 (△ 30) (5)小学校保健運営の減 (△ 16) 3 国際人育成の推進に要する経費の減 △ 279 (1)国際化対応教育の推進の減 (△ 279) 4 小学校入学前教育の充実に要する経費の減 △ 102 (1)子育てサポート保育の減 (△ 102)
10 諸支出金	7,656,789	△ 816	7,655,973		△ 816	1 安心できる地域保健・地域医療体制の推進に要する経費の減 △ 49 (1)国民健康保険事業会計繰出金の減 (△ 49) 2 地域で安心して暮らせる基盤の整備に要する経費の減 △ 10 (1)後期高齢者医療会計繰出金の減 (△ 10) 3 在宅生活を支えるサービスの充実に要する経費の減 △ 757 (1)介護保険会計繰出金の減 (△ 757)
歳出合計	188,141,050	△ 36,938	188,104,112	△ 36,938	0	

※ 産業経済費においては、商工振興費に充当している財政調整基金繰入金を減額することに伴い、財源を更正するものです。

議案第118号

令和2年度港区国民健康保険事業会計補正予算（第3号）概要

1 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	補正額の説明
1 総務費	582,995	△ 49	582,946	繰入金 △ 49	1 国民健康保険事業運営の減 △ 49
歳出合計	23,732,822	△ 49	23,732,773	△ 49	

議案第119号

令和2年度港区後期高齢者医療会計補正予算（第2号）概要

1 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	補正額の説明
1 総務費	219,878	△ 10	219,868	繰入金 △ 10	1 後期高齢者医療保険料賦課の減 △ 10
歳出合計	5,741,407	△ 10	5,741,397	△ 10	

令和2年度港区介護保険会計補正予算（第2号）概要

1 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	補正額の説明
1 総務費	839,263	△ 757	838,506	繰入金 △ 757	1 職員人件費の減 △ 685 (1)一般職員の減 (△ 685) 2 介護保険課運営の減 △ 72
歳出合計	18,705,179	△ 757	18,704,422	△ 757	